

00035

鳥取縣公報

告

示

公

告

昭和二十三年十月七日

木曜日

◇資格審査結果公告第三十六號

(自昭和二十三年九月十六日至同年九月三十七日)

昭和二十三年十月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第四百九十五号
左の件を附議するため十月十四日臨時縣会を鳥取市に招集する。

昭和二十三年十月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、教育委員の選舉に関する件

◆鳥取縣告示第五百十五号

昭和二十三年十月七日鳥取縣告示第四百九十五号で招集

の臨時縣会に附議する事件を次のように追加する。

昭和二十三年十月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、副知事選任のため同意を求める件

一、この表は昭和二十三年勅令第一號及同第三號同年閏令内務省令第一號及び昭和二十三年政令第六十二號の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならない。この掲示は少なくも一ヶ月間繼續し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取換え、取換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供しえ得るよう市町村役場に纏つて保存するものであ

